

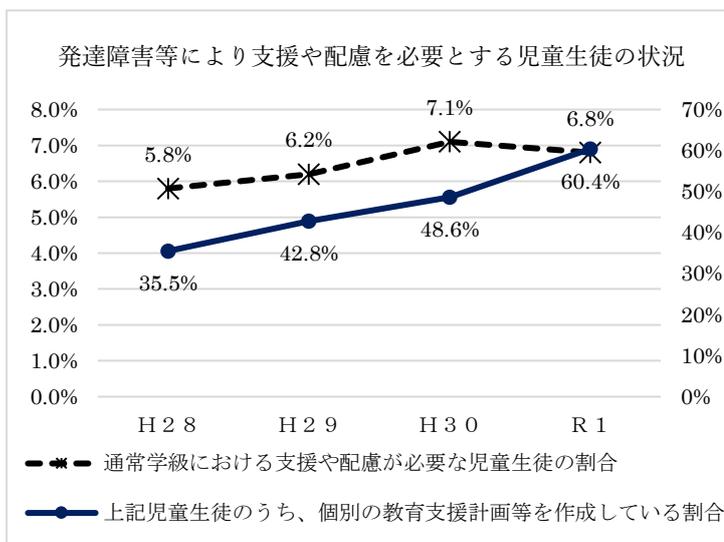
令和2年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（I）

実施機関名（ 福井県教育委員会 ）

1. 問題意識・提案背景

当県では、平成29年度から、「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」の関連事業に取り組み、管理職や特別支援教育に関わる教職員を対象に、発達障害等の可能性のある児童生徒へ指導・支援や合理的配慮に関する研修を行い、事例検討を行うとともに、好事例について周知し、各校での活用を図ってきた。

本事業においては、県教育委員会が主体となり、平成29年度から県の関係機関である特別支援教育センターや嶺南教育事務所に「教育支援専門員」を配置し、3年かけて県内全市町を対象に学校支援を行った。教育支援専門員は、特別支援教育センター等の指導主事とともに学校訪問を行い、個別の指導計画等の作成と活用、特に合理的配慮の検討に関する一連の流れについて、理解推進を図った。「通常学級に在籍する発達障害の可能性のある特別



な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年12月文部科学省）に基づいた当県独自調査によると、発達障害の可能性のある児童生徒への支援や配慮の状況については、対象者数は増加傾向にある一方、個別の教育支援計画等の作成率の上昇から支援体制が整ってきていることが窺え、教育支援専門員の学校訪問の成果の一つであったと言える（上図）。

高等学校においても、小・中学校と同じ傾向が見られ、これは、高等学校入学試験における配慮申請や高等学校における合理的配慮の提供、高等学校における通級による指導の実施、中・高等学校間の支援等の引継ぎの強化等、高等学校においても特別支援教育の理解が進み、支援体制が整ってきているからであると考えられる。

しかし、特別支援教育に関する理解啓発が進み、支援や配慮が必要である児童生徒を早期発見していく姿勢が広まる中、未だに多くの児童生徒が必要な支援を十分に受けていない状況であり、支援体制の充実において課題が残っている。前述の教育支援専門員の配置では、個別に学校訪問をすることによって、その学校内の課題には対応できた。しかし、今後は県教育委員会や県関係機関が直接個別に対応するだけでなく、地域の中で課題を共有し、改善に向けての取組を展開していかなければならない。つまり、各市町において合理的配慮の提供等の充実を図るためには、市町教育委員会やセンター的機能のある特別支援学校等を中心とする地域の支援体制を整えることが必要であると考えられる。また、地域内の特別支援教育に関わる教職員（特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級による指導担当等）がその地域の核となるよう専門性を高めていくことに加え、その他の教職員についても理解啓発を更に進めていくことが求められ、地域で相互に支え合い、課題解決を図ることができる、地域における支援

体制を充実させなくてはならない。

合理的配慮に関連する取組として、当県では平成 28 年度から 4 年間「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」に取り組み、発達障害の可能性のある児童生徒への指導・支援におけるタブレット端末活用の有効性を検証した。本事業では、これらの研究成果を活かし、学校内における ICT 機器を使用した合理的配慮の在り方を探る。

また、発達障害の可能性のある児童生徒については、早期発見・早期対応に加え、適切な情報の引継ぎも同様に重要である。特に、高等学校入学試験における合理的配慮の提供に関しては、小・中学校において、よく実態把握をした上で目標を設定し、その達成に向けた指導・支援方法を検討、実践、評価し、情報を引き継いでいくことが必要である。児童生徒が高等学校入学試験はもとより、進学先でも継続して適切な指導・支援を受けることができるよう、小・中学校段階からの合理的配慮の提供についても研究していく。

さらに、当県では近年、外国人の居住が増加傾向にある。それに伴い、発達障害の可能性のある外国人児童生徒も増えてきており、本人の障害特性とともに異文化に対する理解や対応が課題で、令和元年度にも研究を進めてきた。令和 2 年度はこれまでの実践に新たな取組を加え、研究成果を市町教育委員会と共有し、発達障害の可能性のある外国人への合理的配慮の多様な在り方について考えていく。

これらの理由および目的により、令和 2 年度の研究では、市町教育委員会との連携を一層強化し、合理的配慮が適切に理解、提供される学校や地域づくりなど、地域における支援体制の充実を図る。そして、合理的配慮に関する実態把握や配慮内容の検討、実施、評価等の一連の流れについて県教育委員会と市教育委員会が共通理解し、必要に応じて県教育委員会が指導・支援しながら、市町教育委員会の学校支援や地域支援の力を高めたい。また、各地域においては、地域の特性に応じた支援体制を支える特別支援教育コーディネーター等の人材育成が重要である。人材育成に係る実態や課題の把握、必要な研修等の構成や内容の検討について、市教育委員会と連携を強化することにより、それぞれの立場を活かして効果的かつ効率的に、関係教職員の専門性の向上を図りたい。これらのことによって、児童生徒が必要な合理的配慮を受けながら、安心して学校生活を送ることができる環境づくりを目指していく。

2. 目的・目標

(1) 地域における支援体制の充実

市町教育委員会との連携を一層強化し、取組の成果や本人・保護者からの感想・評価を活かしながら、合理的配慮が適切に提供される学校や地域づくりなど、地域における支援体制の充実を図る。また、各市町教育委員会や支援体制専門員（「3. 主な成果」参照）による合理的配慮研究事業運営協議会を開催し、合理的配慮について協議や事例検討を重ねることで、様々な課題に対応し、所管学校へ指導・助言できる市町教育委員会の専門性や指導力の向上を図る。

(2) 教職員の理解啓発や専門性の向上

発達障害の可能性のある児童生徒について、適切な実態把握に基づいた合理的配慮の提供により自己の能力が最大限に発揮されるよう、必要な研修等を通して、教職員の特別支援教育に関する理解啓発や専門性の向上を図る。同時に、市町教育委員会と連携して、地域の核となる人材育成に取り組んでいく。

(3) 教育・福祉・福祉の連携

福祉・医療の専門機関や関係機関と連携し、それぞれの役割やつながりを再認識するとと

もに、合理的配慮の内容等について共に探究する。

3. 主な成果

(1) 支援体制専門員の配置による地域および小・中学校における支援体制強化

県教育委員会が主体となって「支援体制専門員」を配置した。配置する場所は、県の関係機関である特別支援教育センターとし、関係市町教育委員会と連携しながら地域の支援体制および特別支援教育の充実を図った。支援体制専門員は、これまでの本事業における「教育支援専門員」と同様、特別支援教育に関する造詣が深く、かつ合理的配慮や支援体制について助言のできる退職校長が担当した。

支援体制専門員の活動としては、まず、関係市町教育委員会との懇談や学校訪問への同行等により、合理的配慮に関する学校や地域の課題について共通理解した。そして、その改善に向けて共に検討し、市町教育委員会の取組への指導・助言や今後継続して取り組むことができる支援体制を整えた。例えば、特別支援教育や合理的配慮の理解の強化が必要と思われた地域では、特別支援教育コーディネーター対象の研修を改めて開き、学校の核としての専門性や校内への発信力・調整力の向上を図った。経験が浅い特別支援教育コーディネーターについては、支援体制専門員が必要に応じて校内支援委員会や校内研修運営等のサポートを行った。また、就学相談に関わる教職員には、発達検査の実施方法や読みとり、行動観察や教育的ニーズの把握、保護者懇談でのポイント等の専門的な内容について、市町教育委員会と連携しながら計画的に学ぶ機会を作った。

これらの取組によって、関係市町教育委員会は合理的配慮に係る研修等の運営や内容を確認することができ、以後の自立した運営や地域の特性に応じた内容の工夫につながった。今後は、本事業でサポートを受けた教職員が核となり、校内や地域の他の教職員の指導・支援を行っていく予定である。

このように、支援体制専門員の活動により、合理的配慮の理解啓発が更に進むとともに、地域における支援体制の継続的な強化が図られた。

(2) 合理的配慮の提供に関する理解啓発および専門性の向上のための研修体制の充実と周知

各校の特別支援教育担当教職員の専門性を向上させ、合理的配慮の検討や提供における中心的役割を果たすために、県教育委員会と市町教育委員会が連携して必要な研修を行った。

特別支援教育コーディネーター連絡協議会では、合理的配慮提供に関する一連の流れ、通級による指導、個別の教育支援計画等の作成と活用、中学校から高等学校への支援等の引継ぎについて共通理解を図った。また、福祉機関による発達障害の理解や合理的配慮に関する講義を行った。

通級による指導担当教職員研修では、地域別や校種別、オンラインや集合型等、目的に応じて形態を工夫して実施した。研修では、通級による指導での内容や成果を通常の授業で合理的配慮として活かすための校内支援体制や関係教職員・機関との連携等についても協議した。

これらによって、関係教職員の合理的配慮の提供に関する専門性を高め、研修等を受けた教職員を通して校内や地域における理解啓発を行うことができた。また、県の関係機関であ



通級による指導担当
教職員研修の様子

る特別支援教育センターと連携し、ホームページによる合理的配慮に関する情報発信や刊行物の紹介も行い、広く教職員や関係機関等に周知を図ることができた。

特別支援教育センターのホームページより
同センター刊行物「『読み』や『書き』に困難さがある児童生徒に対するアセスメント・指導・支援パッケージ」の紹介



(3) 合理的配慮に関するリーフレットの作成と周知

合理的配慮については、関係教職員のみならず、全教職員の適切な理解が必要である。また、近年は発達障害の可能性のある児童生徒自身や保護者の関心も高まりつつあり、合理的配慮提供希望の意思表示や高等学校入学試験における受験上の配慮申請等も、少しずつ増えてきている。そこで、県教育委員会が中心となって、本事業を通して得られた合理的配慮の事例や手続きの流れをまとめたリーフレットを作成した。リーフレットは、県のホームページに掲載し、学校や家庭、関係機関等が共通認識しながら、それぞれの役割を果たし、連携できるように活用していく。

今後は、これまでの成果の活用・周知のために、県教育委員会や特別支援教育センターの刊行物等を活用して、更に合理的配慮に関する理解啓発の向上を図る。そして、より家庭や関係機関と連携し、本人・保護者の思いを大切にされた合理的配慮の提供やそのための支援体制の充実を更に進める。

学校生活における合理的配慮について

合理的配慮について

「障害者の権利に関する条約」障害者差別解消法を受けて、障がいのある児童生徒からの**要望**に基づき、公立学校では、その実態が影響を及ぼしたまたは**合理的配慮**（必要かつ合理的配慮）を提供することが法的義務となりました。

合理的配慮の例

- 読書者や聴きにくい子 → 読書者や聴きにくい子 スケジュールの活用
- 読むことが苦手な女子 → 読むことが苦手な女子 機能の活用
- 読むスピードが早い子 → 読むスピードが早い子 読書の工夫
- 文字を印刷しない子 → 文字を印刷しない子 読書の工夫

合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、個別に決定されます。

合理的配慮提供の流れ

本人・保護者 → **学校**

合理的配慮の提供の流れは、定期的な個別のケース会を期して見直しを行います。また、必要に応じて、次年度や進路先へ引継ぎます。

合理的配慮については、必ずしも全ての学校に提供できるわけではありません。

合理的配慮に関するリーフレット

(4) 合理的配慮研究事業運営協議会の開催

県及び市町教育委員会、支援体制専門員、特別支援教育センター、嶺南教育事務所等による運営協議会を年6回開いた。

このうち3回は、支援体制専門員や県および関係市町教育委員会、特別支援教育センター関係市町担当指導主事が参加し、関係地域の現状と課題、状況改善に向けた取組等について深く意見を交わした。支援体制専門員の訪問によって明らかになった地域の課題を関係者で共有することで、それぞれの立場からできることや役割分担、連携の重要性と有効性を再確

認することができた。このことによって、関係市町教育委員会がそれまで気が付かなかった課題を認識するとともに、その改善に向けた取組を関係者の協力を得ながら進めることができた。特に、地域内の研修では、運営等の基盤作りから連携して行い、今後の自立的な開催に向けて軌道を作ることができた。

他の3回は、福祉・医療関係者も参加し、県内全市町教育委員会等を対象に開いた。ここでは、前述の支援体制専門員の取組によって得られた成果や課題を共有し、それぞれの機関における活用を図った。また、実践事例を基に児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について協議し、各機関の好事例についても情報共有した。各市町教育委員会においては、運営協議会の内容を基に、合理的配慮提供にかかる一連の流れや充実した校内支援体制について、研修や学校訪問の機会に周知した。

運営協議会での協議は、各機関にそれまでなかった視点を与え、それぞれの良さや課題に気付かせた。そして、それらは新たな取組へとつながった。新たな取組には、発想と工夫が必要であり、時間と労力もかかることが多い。しかし、運営協議会を通して、関係者同士も相互に学び合い、支え合う関係性が強くなり、柔軟かつ的確な考えや適時的な取組につながった。合理的配慮については、年々ニーズが増加しているため、今後も必要な知識と情報提供の場を確保し、基礎的環境の充実に努めたい。

(5) 教育・福祉・医療の連携

合理的配慮研究事業運営協議会では、福祉機関に関連のある学識経験者や医療機関も参加することで専門的な知見を活かした協議を展開することができた。その中で、それぞれの業務内容や役割、連携できることなどを共有した。それまで、なかなか密に協議する機会も少なく、お互いに取組が不透明なところもあったが、同じ運営協議会に参加することで、確認や質問をし合い、相互理解を進めることができた。

運営協議会を経て、発達障害の可能性のある児童生徒に関しては、教育と福祉との連携が重要であることが再認識され、中高特別支援教育コーディネーター連絡協議会における福祉機関による講義につながった。また、小・中学校における支援や合理的配慮について、今後は医療機関も県教育委員会や市町教育委員会と連携しながら取り組んでいくこととなった。こちらも好事例や課題について、今後も運営協議会等で関係者と共有していきたい。



福祉機関による講義
「合理的配慮」実践事例データベースの紹介

(6) 保護者向け理解啓発のためのリーフレットの配付

保護者向け理解啓発のためのリーフレット「子どもたち一人ひとりの笑顔のために」を発行し、保護者に特別支援教育に関する理解を促した。リーフレットは、5歳時に各小学校にて行う就学時健康診断の機会に、内容の説明とともに保護者に配付した。リーフレットには、気がかりなことへの気付きや、家庭や学校における支援、学校の支援体制、継続した支援の大切さ、そして相談機関として関係機関の紹介等を記載した。就学前に配付することで、小学校へ支援や配慮の内容を引き継いだり、学校と連携して個別の指導計画等を作成したりするなど、保護者の意識の向上が見られた。リーフレットは各小学校用も配付し、校内支援体制の整備や教育相談等での活用を図った。

また、同様に関係機関や市町教育委員会にも配付することで、それぞれの立場における就学相談や教育相談においても共通理解と活用を促した。リーフレットの活用により、県全体で特別支援教育の推進を図るとともに、支援や配慮の必要な児童生徒について早期発見・早期対応の意識を高めることができた。



保護者向け理解啓発のためのリーフレット

4. 拠点校における取組概要

② 合理的配慮の提供プロセスに関する研究

(エ) 中学校の定期試験におけるICT等支援機器を使用した合理的配慮の研究

(オ) 高等学校の入学試験を前提に実践した合理的配慮の学習評価の在り方の研究

<p>対象生徒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級に在籍している中学校3年生のAさん。 ・小学校からADHDに関する特別支援教育センターの教育相談を受けていた。 ・発達性ディスレクシア、ADHD、自閉症スペクトラムの診断があり、医療機関に定期的に通院していた。 <p>※個別の教育支援計画を作成し、相談の経緯や実態把握、配慮内容の検討・調整・評価等について記録するとともに、ケース会や引継ぎ等で活用した。</p>
<p>合理的配慮提供のプロセス</p>	<p>①保護者からの合理的配慮の申請、中学校の受理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の読み書きについて、保護者が医療機関に相談。 ・保護者が本人への支援として、ワープロ機能のみのICT機器を家庭で活用。有効性が見られたため、保護者が中学校へICT機器活用を含めた合理的配慮の申請をした。 ・中学校は申請を受け、合理的配慮の内容の検討を始めた。 <p>②特別支援教育センターおよび支援体制専門員による実態把握、アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達検査、読み書きアセスメントの実施 ・学校での授業参観 ・保護者や学校の関係教職員からの聞き取り <p style="text-align: right;">} これらの結果 窺えた実態等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・知的な低さは見られなかった。 ・書くことに困難さがあり、読みやすい字や簡単な漢字・英単語でも書くことが難しく、テストでも誤答となったり宿題に長時間かかったりした。 ・読むことにも困難さが見られ、読み取りに時間がかかった。 ・授業中はノートをほとんどとらない。しかし、内容は概ね覚えていた。 ・ペア活動では、Aさんは相手に考えを伝え、相手が書き留めていた。 ・小学生の時は、筋力の弱さや不器用さから字形が整わず、視写も困難だったので、書く量の調整や適した大きさのマス目の使用等の配慮を受けていた。注意を受けると、興奮して不適切な行動をとることもあった。 ・Aさんはできなさから、学習意欲や自己肯定感が低かった。 </div> <p>③合理的配慮の検討・調整、合意形成</p>

<p>合理的配慮提供のプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査結果を本人と共有、本人の思いを聞く <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">Aさん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (検査結果を受けて) 考える力は自分にあったんだと思った。 ・ 頭の中では理解しているのに、書き表せない。分かっているも書けない。画面のない電卓のようだ。 ・ 宿題は時間をかければできるが、テストは制限時間が決まっているので最後までできなくて困っている。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人・保護者を交えたケース会により、合理的配慮の内容を検討 <ul style="list-style-type: none"> ★ 合意形成 → 定期試験（英語）において、時間延長を実施（別室受験） <p>④合理的配慮の提供と評価、変更・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に本人を交えたケース会を開き、合理的配慮の評価と調整を繰り返す <ul style="list-style-type: none"> ★ (Aさん) 試験で時間延長をしたが、それだけでは有効性が感じられない。 <ul style="list-style-type: none"> → (Aさん) 家庭で使用しているICT機器も試したい。 → (Aさん) ICT機器を使用すると、定期試験が受けやすくなった。 → 定期試験において、時間延長とICT機器活用を併せて実施へ。 ★ (学校) 授業においても、ICT機器を活用できないか。 <ul style="list-style-type: none"> → (Aさん) 授業におけるICT機器の活用方法が分からない。 → (学校・Aさん) 学校の提案で放課後、模擬授業を実施。 → (Aさん) ICT機器を使用すると、より授業内容が理解できた。 → 授業において、継続して活用へ。
<p>周囲の生徒の理解啓発</p>	<p>①ケース会で本人・保護者の意見も聞きながら、周囲の生徒への伝え方を検討</p> <p>(Aさん) 自分だけに限らず、読み書きで困っている人は、誰でもICT機器を使えると説明してほしい。</p> <p>(保護者) 主治医の意見も伝えられると良い。</p> <p>②本人の思い、主治医の意見も参考にしながら、学年集会で理解授業を実施</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【学年主任の言葉より】</p> <p>「悩んでいることがあれば、学校では、みんなの未来のためにいろいろな配慮を考えていきます。いつでも先生方に相談してください。」</p> <p>【観察した支援体制専門員・特別支援教育センターの感想】</p> <p>「一人一人の多様性が受け入れられる安心感をみんなに届けられた。」</p> </div>
<p>高等学校 入学試験</p>	<p>①ケース会における必要な合理的配慮の見極め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的配慮の提供と評価、変更・調整を継続的に実施 <ul style="list-style-type: none"> (Aさん) 定期試験で時間延長とICT機器活用の合理的配慮を受けることによって、成績が上がってきた。 (保護者) 家庭学習にも意欲的に取り組んでいる。 (学校) 以前より学習に取り組みやすい様子である。忘れ物も減った。 (主治医(意見書)) 読み書きの困難さへの対応が必要である。 → 入学試験での配慮申請に向け、評価・調整を繰り返す <p>②高等学校入学後の学校生活について、引継ぎ内容を検討</p>

等 試学 験校 に入 向学 け て	<p>(Aさん) 思考過程や課題提出でもICT機器を活用している。高等学校入学後も、試験や授業だけでなく、生活全般でICT機器を使用したい。</p> <p>(学校) 今後の学校生活や社会生活の中で直面する問題に対して、自ら補助代替手段を活用して対応できるようになってほしい。</p> <p>→合理的配慮は入学試験のためだけではなく、本人の社会自立に向けて継続して必要なものと再認識</p> <p>→支援等の引継ぎへ（個別のケース会を開催、個別の教育支援計画を活用）</p>
事 例 の 活 用	<p>①支援体制専門員や特別支援教育センターとの関わり、評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握・アセスメントの実施やケース会・理解啓発における助言等を行う。 ・特別支援教育センターの実践発表会で発表。 <p>②合理的配慮研究事業運営協議会において、事例の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町教育委員会における今後の取組や方向性の参考となった。

③ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究

(カ) 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

対 象 児 童	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級に在籍している小学校3年生のBさん。 ・両親が外国人で、家庭ではポルトガル語で会話をしており、日本語の理解が難しい。 ・読み書きに困難が見られ、文字は逐次読みになり、文章の意味を理解することが難しい。 ・漢字は字形を整えて書くことができず、文字と意味が一致しにくい。 <p>※個別の教育支援計画を作成し、相談の経緯や実態把握、配慮内容の検討・調整・評価等について記録するとともに、ケース会や保護者懇談等で活用した。</p>
指 定 校 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校の校区は、近年外国人の居住が増加傾向にあり、そのため同校にも外国人児童が増えてきている。 ・外国人児童の国籍としては、ブラジルが最も多いが、他にもパキスタンや中国の児童も在籍している。 ・日本語の使用や理解に課題のない外国人児童がいる一方、読み書きに困難が見られる外国人児童もおり、本人の障害特性や理解の方法に応じた指導を行っている。
合 理 的 配 慮 の 実 施	<p>①日本語指導教室の活用</p> <p>【設置（基礎的環境整備）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童が増加傾向にあるため、同校には日本語指導教室が設置されている。教室の場所は、通級による指導の教室に隣接した静かな個室である。 ・通級による指導担当者が本人の障害特性に応じて用意した、視覚支援のための教材・教具が整備されている。 <p>【人的配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導担当教職員が校務分掌に位置付けられている。 ・特別支援教育コーディネーターでもある通級による指導担当者が、本人のアセスメントや障害特性の把握、効果的な指導方法等の検討を行っている。また、定期的に日本語指導に加わり、本人の障害特性に応じた指導や合理的配慮の評価・見直しを行うとともに、ケース会を開いて、関係教職員等で共通理解を図っている。 ・外国語指導の支援として、市町教育委員会が通訳を派遣しており、定期的に母国語

<p>合理的配慮の実施</p>	<p>での支援や心理的安定のためのサポートを行っている。</p> <p>【指導形態と内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人・保護者からの希望や本人の実態等に応じて、障害特性に応じた日本語指導の内容や方法を工夫している。 ・本人の障害特性に応じて行う個別指導と、コミュニケーション力の向上も併せて図る小集団指導があり、本人の実態等に合わせて設定している。 ・指導内容は、生活や授業で扱う用語やルール等についてであり、視覚支援や具体物を使い、本人の理解に合わせて丁寧に指導している。 <p>②通常の授業における配慮</p> <p>【座席配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任の指示が通りやすく、個別支援を受けやすい位置（教室の前方等）に座席を配置している。 ・言語面や文化面で、本人の理解者となり安心できる者を近くの席に配置する。 <p>【教材や示し方の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導教室で使用した教材や用語、学習方法等について、関係教職員で情報を共有し、通常の授業においても活用を図っている。 <p>③関係機関との連携</p> <p>【市町教育委員会との連携（通訳派遣）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町教育委員会が派遣する通訳は、本人への言語面における支援の他、連絡や配布物等の翻訳等の保護者支援も必要に応じて行っている。 <p>【支援体制専門員や特別支援教育センターによる教育相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援体制専門員や特別支援教育センターによる教育相談を受け、授業観察や発達検査から障害特性に応じた指導・支援を検討した。
<p>事例の活用</p>	<p>①支援体制専門員や特別支援教育センターとの関わり、評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握や合理的配慮の検討における助言等を行う。 ・特別支援教育センターの地域別協議で支援体制専門員が取組を報告。同地区担当指導主事が指導・支援に活かす。 <p>②合理的配慮研究事業運営協議会において、事例の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町教育委員会における今後の取組や方向性の参考となった。

5. 今後の課題と対応

(1) 支援体制専門員の取組を活かした継続的な支援体制強化

①合理的配慮に関する市町教育委員会の専門性と実践力の向上

本事業において、支援体制専門員が直接的に関係市町教育委員会と関わり、学校訪問や地域支援に取り組むことによって、関係市町教育委員会は合理的配慮やその提供に関する課題についての認識を深め、その後の活動に活（い）かすことができた。

しかし、今後は支援体制専門員による助言・協力がなくても、市町教育委員会自らが地域の課題を把握し、自ら考えたり他機関と連携したりして、自立的に課題解決に向けて取り組まねばならない。そのためには、本事業における取組を他市町教育委員会と共有するとともに、次の担当者に適切に引継ぐことが重要と考える。今後も、県教育委員会が合理的配慮

研究事業運営協議会と同等の会を継続して開催し、情報共有や協議を通して、市町教育委員会の専門性と実践力の維持・向上を図りたい。

②合理的配慮に関する研修等の充実と核となる人材育成

学校において、合理的配慮を適切に提供するためには、その基盤となる知識・技術について、全教職員が一定程度備えていることが必要と考える。しかし、教育委員会や関係機関による研修等の学ぶ機会は設けられているものの、全教職員が専門的な研修に参加しているわけではない。また、教育委員会や支援体制専門員が全校を巡回して、研修等を行うことも困難である。

一方、文部科学省による「特別支援教育体制整備状況調査」によると、近年の当県の小・中・高等学校における特別支援教育に関する校内研修の実施率は約9割であり、ほぼ全ての学校で行われていることが窺える。これらのことから、学校においては、特別支援教育コーディネーター等の関係教職員が核となり、校内研修を充実させることが学校における特別支援教育の理解推進につながると考えられる。

学校の核となりえるためには、校内研修の内容やもち方等、運営方法についてのノウハウを関係教職員が身に付けることが必要である。しかし、それらも全ての関係教職員が一律に備えているわけではない。関係教職員も学んだり意見を交わしたりする相手や機会が必要である。このように、学校外にも地域を支える核となる存在が必要である。

近年、当県では長年特別支援教育に携わり、学校や地域を支えてきた教職員が退職を迎え、世代交代が進んできている。今後は、これまでの積み上げを活かすとともに、新しい内容を加えた時代に合った専門性をもつ教職員が必要となる。そのために、県教育委員会と市町教育委員会が連携し、方法を工夫しながら、核となる教職員の育成に取り組んでいきたい。

(2)特別支援教育の視点を活かした指導方法の工夫

前述のように、合理的配慮の提供は一部の教職員だけではなく、全教職員が理解と実行力をもって適切に行っていくことが必要と考える。各校においては、教職員が連携したり工夫を凝らしたりして様々な合理的配慮を行っているが、一部では、合理的配慮の理解が十分でないために、「合理的配慮が何か分からない」「合理的配慮はできない、難しい」と認識してしまうことがある。合理的配慮は、障害特性に合わせた柔軟な配慮であり、特別なことではなく、全ての教職員ができることであると気付くことが大切であるとする。また、特別支援教育の視点を活かした指導・支援の工夫が合理的配慮につながることに着目させたい。

そのために、県教育委員会と市町教育委員会が連携しながら、合理的配慮や障害特性に応じた指導・支援の工夫について周知する機会を今後も設け、各校において支援や配慮を必要とする児童生徒が適切に合理的配慮を受けられるような環境を整えてきたい。また、これまでの成果物や刊行物を有効に活用し、好事例の周知を更に進めていきたい。

(3)適正な合理的配慮の内容や方法の検討

合理的配慮については、良いと思われる内容の全てに取り組むのではなく、実態把握と実施、評価、再検討等のPDCAサイクルを繰り返しながら、本当に必要で適切なことを見出さなくてはならない。外国人の児童生徒への合理的配慮の必要性については、それが環境や経験によるものか、発達障害等によるものかの区別が難しく、実態把握やPDCAサイクルにより、必要な配慮を見極めなければならない。また、高等学校の入学試験における合理的配慮

については、その提供をゴールとするのではなく、高等学校における本人に必要な支援の一環であり、今後の生活のスタートとして捉えることが重要だと考える。

「障害者の権利に関する条約」には、『合理的配慮』とは、(中略) 必要かつ適当な変更及び調整であって、(中略) かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とあるが、高等学校の入学試験においては、公平性の観点からその判断が困難な状況である。よって、実践を重ねることにより、本人にとって、その合理的配慮の内容や方法が本当に必要で有益なものであるのか、それが将来にどうつながっていくのかを長期的な視点で捉え、検討していかねばならない。また、児童生徒が自分のよさに気づき、それを活かしながら、自分で道を拓いたり調整したりできるよう、意思表示や対話の力の向上にも取り組んでいきたい。

(4) 教育・福祉・医療の連携強化

近年、小・中・高等学校には、発達障害を含めた様々な障害のある児童生徒が増加傾向にあり、福祉サービスや療育を受けている者も多い。そのため、教育・福祉・医療の連携は今後ますます欠かすことができず、深く協議したり意見を出し合ったりする機会が必要と考える。そして、それらを通して、互いの立場や役割を再認識するとともに、児童生徒の成長にあたっての目標や現状、指導・支援、取組の経過や評価を共有することが大切である。

連携にあたっては、県教育委員会や市町教育委員会、福祉・医療等の関係機関の担当者が意見を交わす場の設定と活用も考えていきたい。また、それらを通して、互いに必要な部分を見出し、それぞれの機関における研修等で周知したり、互いに出向いて情報発信を行ったりしていきたい。

6. 拠点校について

(小学校)

指定校名：S市立 A小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	75	3	71	3	73	3	77	3	80	3	85	3
特別支援学級	2	(2)			2	(2)			2	(2)	2	(2)
通級による指導 (対象者数)	1	(1)	1	(1)	2	(1)			2	(1)	2	(1)
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援 教員	スクールカ ウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	0	24	1	1	1	1	1	1	1	33

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：3名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的、自閉症・情緒障害 ※計2学級

※通級による指導の対象としている障害種：自閉症、情緒障害、学習障害 ※計1学級

(中学校)

指定校名：E町立 B中学校						
	第1学年		第2学年		第3学年	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
通常の学級	24	1	33	2	28	1

特別支援学級				1	1	1	1					
通級による指導 (対象者数)				1	(1)	3	(1)					
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援 教育支援員	スクールカ ウンセラー	その他	計
教職員数	1	1	0	10	1	1	0	1	0	1	1	17

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的、自閉症・情緒障害 ※計2学級

※通級による指導の対象としている障害種：自閉症、情緒障害、学習障害 ※計1学級

7. 問合わせ先

組 織 名：福井県教育委員会

担当部署：福井県教育庁高校教育課 特別支援教育室